

令 8 日ス振調第 306 号
令和 8 年 10 月 26 日

回 答 書

競争加入者各位

分任契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部長 永 井 勉

調達件名： 独立行政法人日本スポーツ振興センター広島支所入室管理システム機器の
新規追加及び更新

標記調達件名の質問書について、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	協力会社から業務責任者を選任することは可能でしょうか。また、現場への常駐は必要でしょうか	<p>契約書別記「役務請負契約基準」第 9 に規定する「業務責任者」については、その権限を踏まえ、請負者において適任者を配置することを想定しています。</p> <p>一方で、現場責任者（現場作業の指揮監督を行う者）については、協力会社等から選任することは差し支えありません。ただし、この場合も、同契約基準第 5 の規定に基づき、再委託について JSC の事前承認を得る必要があります。また、現場責任者については、現場への常駐が必要です。</p> <p>なお、仕様書「7 作業内容」に記載のとおり、請負者は、作業計画書において体制・役割分担を作成し、事前に JSC の承認を得ることとしています。</p>